

## 専門職大学院評価基準モデル作成に当たっての 各委員からの意見

### 1 評価基準モデル【分野共通事項】（たたき台）について、更に加える ことが必要と考えられる事項等について

教員組織・教育課程などの項目が、一般の研究主体の大学院のものと似通っているように見えるが、専門職大学院の性格を明確にするような評価項目を明示的に取り入れる必要があると思われる。例えば、教員の採用・昇格などに、実践的な教育・研究ができる教員かどうかの基準を取り入れる、教育方法についても、理論を教えるばかりでなく、それを実践に応用するための教育・訓練も行っているか（卒業の翌日からその分野で活躍できる人材を育成するものになっているか）の基準を取り入れる、などである。

教育を実行・改善する為の支援組織・資源に関する項目が、「基準2 教員組織」の教育支援者の配置、教育補助者の活用、と「基準6 教育の質の向上及び改善等」の管理運営体制及び事務組織の整備・機能状況に分かれているのは奇異な感じを受ける。財政的基盤を含めて専門職大学院にどれだけの資源を割いているか、人員配置などの支援体制が整っているか、は良質な教育を長期にわたって継続する為に重要な項目なので、一番最後の基準6の一部とするより、基準2を「教員組織・教育支援組織」としてまとめて取り扱うのが良いのではないか。

「基準2 教員組織」において、専任教員の「数」のみならず「勤務実態」を調査項目に入れる必要があるのではないか。（昨今、専門職大学院において、非常勤講師並みの専任教員が登場している状況に対して、きちんと評価するため。）

「基準3 教育課程」に学習と教育の量に関する基準が必要ではないか。

「基準3 教育課程」 教育課程の適切性 の において、国際化への配慮、等の文言は、必要ではないか（MOTの場合には、技術動向のグローバルな変化と、知財等の関係から、不可欠と思われる。）

「基準3 教育課程」について、教育課程全体の体系的な編成にとどまらず、多様な授業科目からの体系的な選択・履習を可能とする工夫についても評価すべきではないか。

学生の学習支援や履修指導については、「基準5」というより、「基準3」との関連が深いのではないか。

「基準4 教育の成果」の教育成果や効果のところを厚めにかつ深い基準を設けることが、高度職業専門家の養成を行う専門職大学院の認証に必要なではないか。どのような入学生に対してどのような付加価値を加えた教育を行うのかについて認証基準にする必要がある。(この部分は分野共通事項ではなく、分野固有の評価基準の中に盛り込むということかもしれない。)特に、教育課程がどのように適切であるのかが問われるべきなので、例えば修了要件に占める当該専門科目の必須単位数といった基準が必要ではないか。

「基準5 施設・設備及び教育環境」に財源に関する基準が必要ではないか。(基準6は向上・改善なので、基盤としての財源の評価として)

設置認可後の展開状況について把握し、その将来の発展について指導するようなことはできないか。例えば、卒業生の動向・就職状況などを把握し、社会のニーズの変化にどのように対応しようとし、また独立性、他校との差異を発揮しようとしているのか、今後の発展の方向性を明確にしているか、しようとしているかなどについて、調査・審査する。

## 2 ビジネス・MOT、会計、公共政策の各分野、又は専門職大学院一般として、分野固有の評価基準を設定した方が良いと思われる事項について

### < 各分野 >

各分野ごとに学習・教育の内容と量についての必要条件を設定する必要があるのではないか。

### < MOT >

大学院ごとに注力している点が異なるので、MOT固有の基準について短期間に合意を得るのは困難と思われる。現段階では、専門職大学院全体をカバーするしっかりした評価基準を作ることが最重要と考えられ、固有の基準を設けずに、そちらに注力すべきではないか。ただし、「特記すべき事項」などの評価項目を設けて、各大学院の特徴・差別化要因を積極的に評価に反映すべき。

以下の分野固有の評価基準が必要と思われる。

- (1) 産学連携への取り組み（基準2 教育の目的・・・研究活動等 や、さらに基準3、基準6において）
- (2) プロジェクト研究の適切さや、インターンシップやケースメソッドの活用（基準3 教育課程 授業形態、学習指導法 において）

MOTでは、技術系の学生にマネジメントを教育することが主となると思われるが、逆もないともいえない。このような異なった学生に対する教育課程、ファカルティ及び支援体制についての認証基準を設ける必要があるのではないか。

### < 公共政策 >

高度専門職業人養成を目的として取り入れられている教育内容と教育方法の工夫及び指導の適切性についての基準が必要ではないか。（研究指導教員の配置を要せず、研究指導を必須としない替わりとして）

### < 公衆衛生 >

公衆衛生分野においても、米国アクレディテーション団体やEUにおいて、標準化されたカリキュラム（必修科目、コア科目、選択科目等）を提示（または、検討）しているが、世界各国、我が国とも公衆衛生の発展の過程、現状等が異なるため、「標準化された資質」としてこれに依拠するのは不適當。もし、参考にするのであれば、厚生労働省が優位に立っている我が国の現状に即し、大幅な検討が必要である。むしろ、厚生労働省の意向とは関係なく、設置目的とその達成状況に関する評価を重視すべき。

### 3 専門職大学院の評価について意見について

基準全体に関わることだが、専門職大学院は何らかの形で専門職位の資格につながる必要があり、専門職位はWTOのGATSの観点で国際性を確保する必要がある。従って、評価に当たっては国際的に同等な専門職位につながるという視点を持って、教育課程を検討する必要があると思われる。この点はそれぞれの専門職によって事情が異なることから難しいとは思いますが、専門職位資格の国際的な同等性の議論が進むことを念頭において評価基準を検討すべき。

評価は数年に一回しか行われないので、専門職大学院が実践的な教育を行い、恒常的に教育内容を改善していく為の仕組みがあらかじめビルトインされているか、が極めて重要。そのためには、基準6の「教育の状況を点検・評価し、その結果に基づき改善・向上を図るための体制整備、及び機能状況」の第3点をもっと強調すべきではないか。例えば、当該分野の専門家を含めたアドバイザーボードを設置して、その意見を教育内容の改善に生かすような仕組みを促す評価基準を設けることが重要。

各基準ごと、各項目ごとの評価結果の積上げだけでなく、それらが具体的に有機的に作用し、目的や狙いどおりの効果を上げているかなど総合的な評価の仕方が重要になるとと思われる。

制度上、研究指導、論文審査を必須としていないが、公衆衛生分野では、厚生労働省は地域における「調査研究」も業務の一部としており、また実際の教育効果を考慮すると、これらを念頭に置きつつ評価を行う必要がある。公衆衛生分野では、(たとえば医師であればよいというような基準が一人歩きしてきた経緯があるため)、専任教員の教育歴、専任教員の実務経験等について、厳格に審査し、必要に応じて実務経験をさらに積むように指示するなどの措置が必要である。

MOT(技術経営)を、高度技術に係る製品を市場に送り出すことに関連した一連の諸活動(カリフォルニア・パークレー)あるいは、科学技術研究を通じて得られる成果を基礎に、技術開発から市場化へのプロセスにおける一連のイノベーション活動(東京理科大学)とみると、知的財産との関係は密接であるが、MBAではさほど密接ではないように思われる。このことからすると、先の意見にあった、「ビジネスとMOTとに分割することも考えられるのではないか」という見解を支持したいが、教育課程の体系的な編成、編成の趣旨に沿った授業内容等々の分野共通事項に含まれているともいえ、分野共通事項と分野固有事項の切り分けが難しくなるようにも思う。